定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十月十六日

東京都千代田区岩本町一丁目一〇番五号

株式会社アークン

代表取締役　蛭間　久季

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十月十六日

東京都中央区日本橋大伝馬町二番七号

株式会社ハイ・テクノロジー

代表取締役　宮田愼太郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十月十六日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目七番一号

株式会社バリューデザイン

代表取締役　尾上　徹

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十月十六日

東京都中央区日本橋人形町一丁目一番二〇号

株式会社魚久

代表取締役　廣田　佳之

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十七年十二月一日です。

平成二十七年十月十六日

福井県越前市松森町三四号四番地

株式会社吉田商店

代表取締役　吉田　匡介

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十月十六日

兵庫県宝塚市高松町一番八五号

大和金属工業株式会社

代表取締役　鳥居　久道

限定承認公告

本籍東京都小平市小川町二丁目一二六八番地、最後の住所東京都東村山市廻田町三丁目四番地一二

被相続人　亡　嶋村　稔

右被相続人は平成二十七年七月十五日死亡し、その相続人は平成二十七年十月五日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

東京都千代田区九段北一丁目三番五号ユニゾ九段北一丁目ビル五階九段坂総合法律事務所

限定承認者嶋村皐

代理人弁護士　秋廣　道郎

限定承認公告

本籍滋賀県草津市志那町二四六番地、最後の住所滋賀県高島市今津町今津二〇五一番地一二一四号

被相続人　亡　白井　宣義

右被相続人は推定平成二十七年六月三十日死亡し、その相続人は平成二十七年十月八日大津家庭裁判所高島出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

滋賀県草津市志那町二四六番地

相続財産管理人　白井　克昌

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所大阪府東大阪市太平寺二丁目一〇番七号

被相続人　亡　梁本成義こと　梁　成義

右被相続人は平成二十二年七月五日死亡し、その相続人は平成二十七年十月七日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

大阪府東大阪市衣摺六丁目一二番三号　特別養護老人ホームきずり逢花苑

限定承認者　朴　順南

限定承認公告

本籍神戸市須磨区中落合四丁目二番、最後の住所神戸市須磨区千守町一丁目五番三五―四〇六号

被相続人　亡　田中　惠子

右被相続人は平成二十七年六月五日死亡し、その相続人は平成二十七年十月六日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

神戸市須磨区千守町一丁目五番三五―四〇六号

相続財産管理人　田中　悦史

限定承認公告

本籍山口県防府市大字台道四〇五五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　德永　洋一

右被相続人は平成二十七年四月二十三日死亡し、その相続人は平成二十七年九月三十日山口家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

岡山市北区富町一丁目四番三五号

相続財産管理人　城山　満美

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年十一月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年十月十六日

名古屋市昭和区塩付通五丁目一五番地四

株式会社Ｑｕｉｃｋ　Ｒｅｓｐｏｎｓｅ

代表取締役　伊豆原久代

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十七年四月二十七日付官報の号外第九十七号八十一頁に掲載されています。

平成二十七年十月十六日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

総社ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年九月十八日（号外第二百十四号）公布法律第七十一号（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律）（印刷誤り）				
一七	上	三～四	行頭を一字下げる。	
平成二十七年十月一日（号外第二百二十六号）公布防衛省令第十七号（防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令）（印刷誤り）				
一三	上	一三	当該職員	当該隊員
二四ページ下段終りから一行目の「三　統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部」は「三　統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部」の誤り。				

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月十六日付第二三七号九　月七日付衆会第四二号五六

六ページ●同日付政府調達第一九四号七二ページ●八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）